

令和8年

第3回大磯町農業委員会総会会議録

日 時 令和8年3月25日 午後1時30分から

場 所 大磯町役場 本庁舎4階 第1会議室

1 出席委員

1 番 安 池 幸 子

2 番 加 藤 敏 行

3 番 竹 内 欣 也

5 番 山 口 秀 雄

6 番 鈴 木 洋 有

8 番 青 木 貞 治

9 番 守 屋 智

10 番 加 藤 敏 郎

11 番 渡 邊 康 弘

12 番 仲出川 治 幸

13 番 石 井 雅 浩

15 番 柳 田 進

16 番 戸 塚 昭 雄

2 欠席委員

7 番 平 原 則 子

3 遅刻委員

なし

4 農地利用最適化推進委員出席者(意見を述べることはできますが議決権はありません)

添 田 政 夫 吉 川 京 男 柏 木 博 二 宮 晃 一

5 出席事務局員

事務局長 木 村 公 哉

書 記 久保田 徳 人 伴 野 航

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見聴取について

報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について

議長 ただ今の出席委員は13名で、定足数に達しておりますので令和8年第3回大磯町農業委員会総会は成立いたします。

なお本日、7番平原則子委員より欠席の旨の通告がありましたのでご報告いたします。

議長 次に、大磯町農業委員会会議規則第18条第1項の規定により、5番山口秀雄委員と6番鈴木洋有委員を会議録署名委員として指名いたします。

議長 それでは、本日の議事日程について事務局より朗読と説明をお願いします。

《議事日程の報告》

議長 ただ今の報告について、何か発言ございますか。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは、以上で議事日程の報告を終わります。

議長 それでは、本日の議題に入ります。日程第2の議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見聴取について」を議題に供します。

なお、奇数番号と偶数番号は同一の議案ですので各々一括で審議します。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見聴取について」は、議案書の2ページから5ページの7件でございます。場所につきましては総会資料の1ページから7ページをご覧ください。

議案第5号の内容につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）についての審議事項で議決後に町長に意見聴取を行います。

最初に1番と2番について説明します。

事務局 《議案第5号1番と2番を朗読・説明》

書記 当該農地は、西小磯地区の構造改善地区内の畑1筆で、貸し手は町内の非農家、借り手は町外の農家で隣接農地も借りており、当該農地を継続して借りることで、農地の集積化と遊休化防止が図られると考えられます。

なお、3月12日に西小磯西地区担当の仲出川委員及び事務局で現地確認を実施しております。

議長 ありがとうございます。では、現地確認をお願いした西小磯西地区担当の仲出川委員から説明をお願いいたします。

12番委員（仲出川） 12番の仲出川です。議案第5号1番と2番の農地について、3月12日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、借り手が営農を行っている農地に隣接した畑1筆ですが、継続して借りることで、農地の集積化と遊休化防止が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま報告がありましたように継続して借りることで、農地の集積化と遊休化防止が図られるとのことでした。

これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第5号1番と2番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者全員により、議案第5号1番と2番について、原案とおり決定しました。

議長 次に3番と4番について事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 《議案第5号3番と4番を朗読・説明》

書記 当該農地は、西小磯地区の構造改善地区内の畑1筆で、貸し手は町内の農家、借り手は町外の農業法人で隣接農地も借りており、当該農地を継続して借りることで、農地の集積化と遊休化防止が図られると考えられます。

なお、3月12日に西小磯西地区担当の仲出川委員及び事務局で現地確認を実施しております。

議長 ありがとうございます。では、現地確認をお願いした西小磯西地区担当の仲出川委員から説明をお願いいたします。

12番委員（仲出川） 12番の仲出川です。議案5号3番と4番の農地について、3月12日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、借り手が営農を行っている農地に隣接した畑1筆ですが、継続して借りることで、農地の集積化と遊休化防止が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま報告がありましたように継続して借りることで、農地の集積化と遊休化防止が図られるとのことです。

これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第5号3番と4番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第5号3番と4番について、原案とおり決定しました。

議長 次に5番と6番について事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 《議案第5号5番と6番を朗読・説明》

書記 当該農地は、国府新宿地区の農業振興地域内の畑1筆で、貸し手は町外の非農家、借り手は町内の農家で、所有農地に隣接する当該農地を継続して借りることで、農地の集積化と遊休化防止が図られると考えられます。

なお、3月12日に国府新宿地区担当の石井委員及び事務局で現地確認を実施しております。

議長 ありがとうございます。では、現地確認をお願いした国府新宿地区担当の石井委員から説明をお願いいたします。

13番委員（石井） 13番の石井です。議案5号5番と6番の農地について、3月12日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、借り手が所有している農地に隣接した畑1筆ですが、継続して借りることで、農地の集積化と遊休化防止が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま報告がありましたように継続して借りることで、農地の集積化と遊休化防止が図られるとのことです。

これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第5号5番と6番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第5号5番と6番について、原案とおり決定しました。

議長 次に7番と8番について事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 《議案第5号7番と8番を朗読・説明》

書記 当該農地は、寺坂地区の農業振興地域内の畑13筆で、貸し手は町内の農家、借り手は町外の担い手の育成も行っている農業法人で、当該農地の他に寺坂地区において約18,000㎡の農地を借りています。

法人が継続して借りることで、地域の農業振興と担い手の育成及び農地の遊休化防止が図られると考えられます。

なお、3月12日に寺坂地区担当の渡邊委員及び事務局で現地確認を実施しております。

議長 ありがとうございました。では、現地確認をお願いした寺坂地区担当の渡邊委員から説明をお願いいたします。

11番委員（渡邊） 11番の渡邊です。議案5号7番と8番の農地について、3月12日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、畑13筆ですが、寺坂地域で借りている農地を合わせると約18,000㎡の農地を借りており、担い手の育成も行っている農業法人が継続して借りることで、地域の農業振興と担い手の育成及び農地の遊休化防止が図られると考えられます。

議長 ありがとうございました。ただいま報告がありましたように継続して借りることで、地域の農業振興と担い手の育成及び遊休化防止が図られるとのことです。

これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第5号7番と8番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第5号7番と8番について、原案とおり決定しました。

議長 次に9番と10番について事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 《議案第5号9番と10番を朗読・説明》

書記 当該農地は、西小磯地区の幹線17号線（通称：万田道）の平塚市境に近い所から奥に入った場所にある畑5筆で養鶏場として利用されています。

貸し手は町外の農家、借り手は現在の経営者の元で研修を行っている方で、新規就農により事業を引き継ぐことになったため、「大磯町農業委員会における農業への新規参入の基準に関する要綱」に基づき、西小磯東地区担当の柳田委員と添田推進委員の立会いにより面談を行った結果、参入基準を満たしていたので「大磯町新規参入推薦書」が発行されています。

養鶏場を継続して経営することで、農地の有効利用と遊休化防止が図られると考えられます。

なお、3月12日に西小磯東地区担当の柳田委員及び事務局で現地確認を実施しております。

議長 ありがとうございました。では、現地確認をお願いした西小磯東地区担当の柳田委員から説明をお願いいたします。

15番委員（柳田） 15番の柳田です。議案5号9番と10番の農地について、3月12日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は畑5筆で、現在、養鶏場として利用されています。今回、養鶏場で研修をしている方が経営を引き継ぐため、要綱に基づいて私と添田推進委員で面談を行った結果、参入基準を満たしていました。

新規就農者が継続して借りることで、農地の有効利用と遊休化防止が図られると考えられます。

議長 ありがとうございました。ただいま報告がありましたように継続して借りることで、農地の有効利用と遊休化防止が図られるとのことでした。

これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 営農計画書は何に基づいて作成しているのか。認定農業者の改善計画書とどこが違うのか。

事務局 大磯町に初めて参入する新規就農者は、「大磯町農業委員会における農業への新規参入の基準に関する要綱」に基づいて営農計画書を提出して頂いています。これは、新規就農者がどのような農業を行うのか事前に調べ、就農後の営農が成り立つのか確

認するためです。一方、認定農業者の改善計画書は、農家が町の認定農業者の資格を得るために、「農業経営基盤強化促進法」に基づく町の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に合致する農業経営が行えるか確認するためのものです。

委員 以前、酪農をしていたが、牛舎は宅地とされていた。今回、農地で養鶏を行うことは転用許可が必要ないのか。

事務局 今回の養鶏は放し飼い方式であり、建築許可が必要な鶏舎ではありません。よって、農地転用は必要ないため農地のままで経営できます。

委員 養鶏業と見做されるのは何羽からなのか。家庭で鶏を飼っている方は許可を受けているとは考えられない。また、誰でも養鶏業を始めることができるのか。

事務局 県への届出が必要だと考えられますが、資格が必要なのか、何羽からなのかについては確認します。

委員 現在、申請者は実質的に養鶏場を経営しているわけですが、新規参入として扱うのはおかしくないか。

事務局 申請者は、最初の経営者の下で研修中ということになっています。今回、経営権を譲られることになったので新規就農として扱います。

議長 他にございませんか。他に意見がないようですので、議案第5号9番と10番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第5号9番と10番について、原案とおり決定しました。

議長 次に11番と12番及び13番と14番については同一案件ですのでまとめて審議します。

では、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 《議案第5号11番と12番及び13番と14番を朗読・説明》

書記 当該農地は、西小磯地区の農業振興地域内の隣接した畑2筆で、貸し手は、町内の農家及び非農家3名で、借り手は、最近、施設栽培を行う予定で参入した農地所有適格法人ですが、代表者の方は既に別の農業法人で参入して柿の栽培を行っています。

当該農地を借りることで、農業経営の拡大と農地の遊休化防止が図られると考えら

れます。

なお、３月１２日に西小磯西地区担当の仲出川委員及び事務局で現地確認を実施しております。

議長 ありがとうございました。では、現地確認をお願いした西小磯西地区担当の仲出川委員から説明をお願いいたします。

１２番委員（仲出川） １２番の仲出川です。議案５号１１番と１２番及び１３番と１４番の農地について、３月１２日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、農業振興地域内の隣接した畑２筆ですが、農地所有適格法人が借りることで、農業経営の拡大と農地の遊休化防止が図られると考えられます。

事務局 《議案第５号１１番と１２番及び１３番と１４番をプロジェクターで補足説明》

議長 ありがとうございました。ただいま報告がありましたように、農地所有適格法人が借りることで、農業経営の拡大と農地の遊休化防止が図られるとのことです。

これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 柿の栽培ということだが、永年作物を植えることに対して農地所有者は認めているということなのか。

事務局 農地中間管理制度に基づく農地の賃借は、農地を返す時には現況復元をすることとされています。ですから、農地を返す時は柿を伐根して元の露地畑にして返さなければなりません。ただし、農地の出し手と借り手が果樹をそのまま引き継ぐことを同意する覚書を交わせば、農地所有者が果樹を譲り受けることができます。これは、借り手が植えた果樹は民法上の財産権が発生するからで、貸し手が勝手に処分することができないためです。

議長 他にございませんか。他に意見がないようですので、議案第５号１１番と１２番及び１３番と１４番について、原案とおりの決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第５号１１番と１２番及び１３番と１４番について、原案とおりの決定しました。

議長 以上で議案第５号を終わります。

なお、農用地利用集積等促進計画（案）については、町長に意見聴取いたします。

議長 次に、報告第1号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出」について事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第1号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出」につきまして、議案書6ページの2件でございます。場所につきましては、総会資料の8ページと9ページをご覧ください。

事務局 《報告第1号1番と2番を朗読》

書記 報告第1号1番と2番の内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第1号1番と2番について、発言がある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

議長 次に、報告第2号「報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」、事務局より朗読と説明をお願いします。

書記 報告第2号1番につきましては、議案書7ページの1件でございます。場所につきましては、総会資料の10ページをご覧ください。

事務局 《報告第2号1番を朗読》

書記 報告第2号1番につきましては、農地に係る賃貸借契約の合意解約についての通知で、期間満了前に解約により農地を賃借人に引き渡すこととなる日より前6カ月以内に成立した合意であって、その旨が署名により明らかな場合、30日以内に農業委員会に通知することにより農地法第18条の許可を受けなくても解約ができます。

今回は農地法第3条で使用貸借していた契約が長年履行されていなかったため解約に至りました。

内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第2号1番について、発言がある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります

議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは以上をもちまして令和8年第3回大磯町農業委員会総会を閉会いたします。

(午後2時22分)